奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び半島振興法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年 11 月２日
国土交通省国土政策局
特別地域振興官
地域振興課半島振興室

国土交通省では、令和８年９月 18 日（金）から令和８年 10 月 19 日（月）まで、「奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び半島振興法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行いました。

その結果、本件に関して、５件のご意見を頂きました。

頂いたご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。なお、本件に直接関係がなかったご意見につきましては、個別の回答はお示ししておりませんが、貴重な御意見として今後の施策の推進にあたって参考とさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

（１）募集期間：令和８年９月 18 日（金）～令和８年 10 月 19 日（月）

（２）周知方法：電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）に掲載

（３）意見提出方法：電子メール及び郵送

２．提出意見数

５件

３．お問い合わせ先

（奄美群島振興開発特別措置法施行規則）

・国土交通省　国土政策局　特別地域振興官　意見募集担当
　電話番号　０３－５２５３－８４２３

（半島振興法施行規則）

・国土交通省　国土政策局　地域振興課半島振興室　意見募集担当
　電話番号　０３－５２５３－８４２５

（別紙）

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
既に認定された産業振興促進計画に、補助金等交付財産の所管行政機関として組織再編前の名称が記載されており、その後の行政組織再編による所管行政機関の変更により計画の記載事項（所管府省庁の名称）に変更が生じた場合、変更の主務大臣の変更認定を受ける必要があるのか、それとも軽微な変更で取り扱うことができるのか、基本的な考え方を明らかにしていただきたい。	ご意見いただき、ありがとうございます。 軽微な変更に係る取扱いについては個別のケースごとの判断によるものですが、行政組織間での制度運用の明確化に係るご意見として、地方公共団体からの相談の受付など、今後の制度運用に当たり参考とさせていただきます。

※取りまとめの都合上、頂いたご意見のうち、同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しないご意見を４件頂きました。

（以上）